

資料 6

地方独立行政法人
北松中央病院

第7期中期目標
(案)

地方独立行政法人北松中央病院（以下「北松中央病院」という。）は、平成22年3月31日、佐世保市と北松浦郡江迎町（以下「旧江迎町」という。）の合併に伴い、設置者を旧江迎町から佐世保市へ承継されて今年で13年目となる。現在、佐世保市北部地域ならびに平戸市、松浦市及び佐々町（以下「佐世保北部地域等」という。）においては、医師の高齢化や後継者不在に伴う診療所の閉鎖、医師をはじめとした医療スタッフの減少など、医療資源が不足しており非常に深刻な状況にある。一方で、当該地域は、心筋梗塞など疾病に伴う死亡率が高いなど、緊急措置を要する患者を受け入れる医療機関の充実の必要性が極めて高いといえる。

こうした中、北松中央病院は、佐世保北部地域等の中核病院としての重責を担っており、周辺の医療資源の状況を見ても、その存在意義は今後さらに大きくなることが予想されることから、必要とされる医療需要に適切に対応できる体制を構築する必要がある。

また、医療を取り巻く環境が厳しさを増す中、引き続き地域医療構想の実現に向けて取り組み、地域に必要とされる自院の立場を見極めこれを明確にするとともに、佐世保北部地域等の医療崩壊を未然に防ぐ役割を果たさなければならない。

中でも、感染症指定医療機関としては、今般の新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を受けて、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県、市、市医師会など関係機関と連携し、その対応に努めていかなければならない。

また、救急医療については、佐世保北部地域等のみならず、佐世保県北二次医療圏全体を俯瞰した体制維持にも目を向け、地域住民が安心して日々の生活を営めるよう、公立病院としての努めを果たして行く必要がある。さらには、令和6年度から適用される医師の時間外労働の上限規制への対応についても、医師の健康を守る一方で、医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その体制整備に努めていかなければならない。

以上のことから、北松中央病院に対し、地方独立行政法人制度の特長を生かした、迅速な意思決定・自律的かつ弹力的な経営を行い、地域に必要とされる医療を安定的かつ効果的に提供することをここに求める。

第1 中期目標の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 地域で担うべき医療の提供

(1) 地域の実情に応じた医療の提供

佐世保北部地域等における人口の減少傾向や著しい高齢化及び疾病構造や地域医療の変化を踏まえ、地域住民のニーズに沿って安定した適切な入院・外来の医療を提供するとともに、体制の維持と必要とする医師の確保に努めつつ、安全で安心な質の高い医療を提供すること。

(2) 高度・専門医療

各診療科においては、それぞれが高度で専門的な医療を継続するために、学会や講演会等を受講し、質の向上に努めるとともに、高度医療の実践に必要な医療機器の更新や整備を計画的に行うなど、佐世保北部地域等における他の医療機関では担うことが困難な高度・専門医療を提供すること。

(3) 救急医療

地域の医療機関ならびに救急隊との連携により、地域住民の生命を守るため、できる限りの救急搬送を受け入れ、佐世保北部地域等はもとより佐世保県北医療圏内における救急医療体制の厳しい現状を踏まえ、初期・二次救急医療の提供に努めること。

(4) 生活習慣病（予防）への対応

佐世保北部地域等の生活習慣病等の早期発見と予防のため、各種健診を実施するとともに、生活習慣改善指導に努めること。また、食事療法、運動療法等による健康管理などを行うと同時に、血液浄化センターの機能を活かした透析患者の治療にあたること。

(5) 感染症医療・災害対策

感染症医療については、感染症指定医療機関として関係機関と連携し、佐世保北部地域等における感染症診療の中核的役割を果たすこと。

また、災害拠点病院としての役割を踏まえ、昨今の自然災害からみる大規模な災害や事故の発生に備え、必要な人的・物的資源を整備し、迅速な医療救護活動を実施できる体制を維持するとともに、災害時における事業の継続性を強化するための体制整備に努めること。

(6) リハビリテーションの充実

入院患者の早期の在宅復帰と外来患者の運動機能回復を支援するため、状態に応じたリハビリテーションの充実に努めること。

(7) 介護保険サービス

在宅での介護や治療を安心して行える体制を維持するため、在宅サービス（居宅介護支援、訪問看護、居宅療養管理指導等）を提供すること。

2 医療水準の向上

(1) 医療従事者の確保

佐世保北部地域等に必要な質の高い医療の提供を維持するため、引き続き医師、看護師をはじめとした医療従事者の確保に努めること。また、修学・育成支援策について検討するとともに、医療従事者の教育体制、診療環境の向上、育児支援等の福利厚生面の充実を図り、魅力ある病院づくりに努めること。

(2) 医療従事者の専門性及び医療技術の向上

医療従事者（事務部門を含む。）においては、関連する研修会・勉強会・学会に参加し、各々の専門知識の修得と技術の向上に努めること。

(3) 医療人材の育成

医師、看護師、薬剤師などの医療系学生に対する臨床研修の場としての役割を果たすよう努めること。

(4) 臨床研究の推進・医療の質の向上

長崎大学等を中心とした研究に参加し、共同研究を行うことにより、その成果の臨床への導入を推進し、医療の発展に寄与すること。

(5) 施設・設備の充実

質の高い医療を提供できる環境を整備し、かつ医療需要の変化に対応できるよう、施設の維持及び医療機器の整備・更新等を計画的に行うこと。また、施設の老朽化に伴う長寿命化など、将来を見据えた検討を進めること。

3 患者サービスの向上

(1) 院内環境の快適性向上

患者や来院者に対し、より快適な環境を提供するため、プライバシーの確保等に配慮した院内環境の整備に努めること。

(2) 患者満足度の向上・インフォームドコンセントの徹底

患者に対する満足度調査を定期的に実施し、その意見や要望等について速やかに対応するとともに、分析・検討を行い、患者満足度の向上に努めること。

患者を中心とした医療を展開するため、患者自らが医療の方針に合意することが出来るよう、インフォームドコンセント※1の徹底に努めること。

※1 患者が医師から治療法などを十分に知らされたうえで同意すること。

(3) 職員の接遇向上

患者に対して温かく心のこもった職員の接遇・対応の一層の向上に努めること。

(4) 医療安全対策の実施

院内感染防止対策を実施し、患者に信頼される良質な医療を提供すること。また、院内・院外を問わず医療事故等に関する情報の収集及び分析に努め、医療安全対策に努めること。

4 地域医療機関等との連携

(1) 地域医療機関との連携

限られた地域の医療資源の中において、それぞれの機能に応じて適切な役割分担と連携を図り、適切な医療サービスを提供するため、佐世保北部地域等の医療機関との連携の強化・機能分担を図ること。

(2) 地域医療への貢献

地域医療機関等との研修会や研究会を開催するなど、地域医療の質を高めるとともに、質の高い医療の提供が出来る仕組みづくりに努め、地域医療に貢献すること。また、保健・医療・福祉サービスを提供する地域の様々な施設とのネットワーク、連携及び協力体制の強化を図り、佐世保北部地域等において必要とされる役割を積極的に果たすこと。

5 市の施策推進における役割

(1) 市の保健・医療・福祉行政との連携

佐世保市における保健・医療・福祉の各関連施策の推進にあたっては、積極的にこれに協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的な業務運営と情報公開

医療環境の変化に的確かつ機動的に対応するため、法人運営体制の機能を強化し、日頃の業務運営の見直しを行うことにより、より一層の効率的な業務運営体制の確立を図ること。また、運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務運営の改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。

2 事務部門の専門性の向上

病院経営、診療報酬制度など病院特有の事務及び関係法令に精通した職員を確保・育成することにより、専門性の維持及び向上を図ること。

3 職員満足度の向上

職員を適材適所に配置することで、効率的な職場を実現し、業務・業績の向上に繋げることが出来る職場環境の整備に努めること。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立と財務体質の強化

公立病院として安定した医療を提供していくため、経常黒字が達成できる経営基盤を維持すること。また、さらなる財務体質の強化策を検討・実行し、病院経営の安定化を図ること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

医療制度の改正や診療報酬改定等、医療環境の変化に迅速かつ的確に対処することで収益を確保するとともに、診療報酬の請求漏れや減点の防止ならびに未収金の防止対策を講じ、早期回収に努めること。

(2) 費用の節減

人件費比率の適正化、医薬品・診療材料・医療機器等の購入方法の見直し、後発医薬品の導入促進など費用の節減に努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地域医療構想の実現に向けた取組み

地域医療構想実現に向けた国及び地域の動向を踏まえ、佐世保県北医療圏内の医療環境の充実に必要な役割を果たすべく、構想の実現に向けて取り組むこと。

2 働き方改革の推進

職員の健康やワーク・ライフ・バランスの確保にむけて、働き方改革に取り組むこと。特に医師の時間外労働規制の適用に当たっては、医師の健康を守る一方で医療提供体制に支障を及ぼすことがないよう、その体制整備に努めること。

3 新興・再興感染症への対策と対応

感染症指定医療機関として、新興感染症等の感染拡大時に必要な対策が機動的に講じられるよう、県から示された施策のもと、市、市医師会と連携しつつ地域における中心的役割を果たすこと。